

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和元年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）および別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) III (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	93.50	8.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	81.75	7.43
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	145.90	13.26
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	274.22	24.93
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	402.52	36.59
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	659.14	59.92
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	329.57	29.96
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	276.97	25.18
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	481.34	43.76
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	240.67	21.88
従量電灯A		
最低料金		
1 契約につき最初の9キロワット時まで	284.36	25.85
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	23.98	2.18

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	341.00	31.00
契約電流15アンペア	511.50	46.50
契約電流20アンペア	682.00	62.00
契約電流30アンペア	1,023.00	93.00
契約電流40アンペア	1,364.00	124.00
契約電流50アンペア	1,705.00	155.00
契約電流60アンペア	2,046.00	186.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.98	2.18
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30.27	2.75
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33.99	3.09
最低月額料金		
1契約につき	250.80	22.80
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	341.00	31.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.98	2.18
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30.27	2.75
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33.99	3.09

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9.10	0.83
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	18.21	1.66
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	18.21	1.66
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	182.02	16.55
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	182.02	16.55
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	375.10	34.10
電力量料金		
1キロワット時につき	36.78	3.34
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	375.10	34.10
電力量料金		
1キロワット時につき	36.78	3.34

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	82.50	7.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	76.25	6.93
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	134.90	12.26
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	252.22	22.93
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	369.52	33.59
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	604.14	54.92
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	302.07	27.46
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	253.87	23.08
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	441.74	40.16
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	220.87	20.08
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	308.00	28.00
電力量料金		
1キロワット時につき	22.61	2.06
最低月額料金		
1契約につき	225.50	20.50
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,287.00	117.00
電力量料金		
1キロワット時につき	17.68	1.61
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	227.23	20.66
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	20.46	1.86

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	726.00	66.00
電力量料金		
1キロワット時につき	15.03	1.37

(2) 59 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,520.00	320.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	27,170.00	2,470.00

(3) 附則5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,510.32	319.12
1キロワット	5,856.84	532.44
2キロワット	10,988.01	998.91
3キロワット	16,118.85	1,465.35
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	3,122.24	283.84
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	44.70	4.06
1キロワット	89.41	8.13
2キロワット	178.83	16.26
3キロワット	268.24	24.39
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	89.41	8.13

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.323	0.029
1キロワット	0.648	0.059
2キロワット	1.296	0.118
3キロワット	1.943	0.177
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.648	0.059

(4) 附則7 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)および(2)に定める料金率等

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	91.80	6.80
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	80.27	5.95
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	143.25	10.61
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	269.23	19.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	395.20	29.27
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	647.16	47.94
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	323.58	23.97
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	271.93	20.14
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	472.59	35.01
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	236.29	17.50
従量電灯A		
最低料金		
1契約につき最初の9キロワット時まで	279.19	20.68
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	23.54	1.74

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	334.80	24.80
契約電流15アンペア	502.20	37.20
契約電流20アンペア	669.60	49.60
契約電流30アンペア	1,004.40	74.40
契約電流40アンペア	1,339.20	99.20
契約電流50アンペア	1,674.00	124.00
契約電流60アンペア	2,008.80	148.80
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.54	1.74
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29.72	2.20
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33.37	2.47
最低月額料金		
1契約につき	246.24	18.24
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	334.80	24.80
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.54	1.74
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29.72	2.20
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33.37	2.47

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.94	0.67
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17.87	1.32
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17.87	1.32
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	178.71	13.24
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	178.71	13.24
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	368.28	27.28
電力量料金		
1キロワット時につき	36.11	2.67
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	368.28	27.28
電力量料金		
1キロワット時につき	36.11	2.67

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	81.00	6.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	74.87	5.55
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	132.45	9.81
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	247.63	18.34
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	362.80	26.87
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	593.16	43.94
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	296.58	21.97
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	249.25	18.46
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	433.71	32.13
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	216.85	16.06
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	302.40	22.40
電力量料金		
1キロワット時につき	22.19	1.64
最低月額料金		
1契約につき	221.40	16.40
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,263.60	93.60
電力量料金		
1キロワット時につき	17.35	1.28
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	223.10	16.53
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	20.08	1.48

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	712.80	52.80
電力量料金		
1キロワット時につき	14.75	1.09

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,446.50	255.30
1キロワット	5,750.35	425.95
2キロワット	10,788.23	799.13
3キロワット	15,825.78	1,172.28
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	3,065.47	227.07
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	43.89	3.25
1キロワット	87.78	6.50
2キロワット	175.58	13.01
3キロワット	263.36	19.51
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	87.78	6.50

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭 厘	円 銭 厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.318	0.024
1キロワット	0.636	0.047
2キロワット	1.272	0.094
3キロワット	1.907	0.141
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.636	0.047

(5) 附則7 (消費税法の改正にともなう経過措置) (3)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.751	0.056
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	1.501	0.111
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	3.003	0.222
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	4.505	0.334
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	7.508	0.556
100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	3.754	0.278
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.243	0.166
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	4.485	0.332
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	2.243	0.166
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの 場合	0.060	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.121	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.121	0.009
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1.211	0.090
総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの 場合1キロボルトアンペアまでご とに	1.211	0.090
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.272	0.094
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.193	0.014

(6) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.765	0.070
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.529	0.139
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.059	0.278
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.588	0.417
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.647	0.695
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.824	0.348
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.285	0.208
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.568	0.415
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.285	0.208
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.233	0.112
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.197	0.018